

# 南シナ海におけるマレーシアとブルネイの主張 (本研究は中国国家留学基金の研究助成を受けている。)

鄔 志 野

目次  
はじめに  
第一節 マレーシアとブルネイの南シナ海進出  
第二節 マレーシアの領土主張  
第三節 マレーシアの海洋主張  
第四節 ブルネイの主張  
おわりに

## はじめに

近年、南シナ海はアジア太平洋地域で最も注目を集めている地域の一つとなっている。この地域において、複数の国がその島々及び水域に対して権利を主張しており、お互い競い合っている。そのため、関係国の間での紛争が絶えず、地域の情勢が不安定になっている。

南シナ海を巡る最初の紛争が生じたのは、20 世紀の初頭のことであった。当時の係争者は沿岸国としての清国と、同地域で植民地支配を展開していた英米仏日などの列強でした。今日に至って、アメリカの関与もあるものの、南シナ海紛争の直接の係争者は沿岸国となっている。中国、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイなどの係争者はそれぞれの主張を展開している。南シナ海紛争における中国の領土主張と海洋主張は曖昧不明な点が多いため、他国政府または研究者に批判されることが多い。他の係争国、例えばマレーシアとブルネイの主張もまた曖昧的で、不明確な部分が存在しているが、看過されることが多く、関連の研究が少ない。

本稿の主旨は、南シナ海問題全体の状況を意識しながら、マレーシアとブ

ルネイに注目し、その領土主張と海洋主張の内容と沿革を明らかにすることである。

マレーシアとブルネイとの特殊な地理的關係が故に、両国の海洋主張は緊密に関連している。そのため、本稿は両国の主張を同時に考察することにした。

## 第一節 マレーシアとブルネイの南シナ海進出

南シナ海におけるマレーシアとブルネイの主張に関する詳細の考察を行う前に、その歴史的背景を簡単に振り返る必要がある。

マレーシアとブルネイは元々イギリスの植民地であったが、戦前において、イギリスの南シナ海に対する態度はあまり積極的ではなかった。イギリスは18世紀から南沙群島（スプラトリー群島）地域で科学調査などの活動を行い、1930年代初頭にフランスとの間でその島々の主権を巡る対立があったが、1930年代半ばから消極的な態度を取った。<sup>(1)</sup>

戦後、シンガポールを除くマレー半島はイギリスから独立し、シンガポール、サバ州とサラワク州の加入、シンガポールの独立などを経て、現在のマレーシアとなった。マレー半島が1957年に独立してから1960年代半ばまで、独立したマラヤ連邦も、北ボルネオを支配していたイギリスも、南シナ海の島々にあまり注目してなかった。イギリスは以前から大陸棚に関する権利を主張していたが、その石油・天然ガス資源の開発活動は北ボルネオ近海の地域に集中していた。ロイヤル・ダッチ・シェルのマレーシア支社——サラワク・シェルは、1960年代から北ボルネオ沿岸の海域で探鉱活動を展開し、1962年にバラム地域で最初の海洋油田を発見した。<sup>(2)</sup>その後、マレーシアの石油開発の中心は陸から海に移し、1968年、West Lutong油田で、マレーシア初の

---

(1) ウリセス・グラナドス・キロス 『共存と不和—南シナ海における領有権をめぐる紛争の分析、1902-1952年』 松籟社 2010年 第95-98頁

海洋石油生産が始まった。<sup>(3)</sup> マレーシアが南沙地域の島と岩礁を占拠し始めたのは1980年代のことだが、石油開発に関する活動が同地域までに拡大されたのは、1960年代末からのことである。中国の呉士存によると、1968年、マレーシア政府は北・南ルコンア礁(北・南康暗沙)、ジェームズ礁(曾母暗沙)などを含む8万平方キロ以上の地域を「鉦区」と設定し、サラワク・シェルに探査権を委任した。<sup>(4)</sup> その後、同地域の石油・天然ガス探査活動が行われ、油田ガス田が多く発見された。現在のマレーシアの天然ガス産出の多くはサラワク沖のガス田からきている。<sup>(5)</sup>

このような石油・天然ガス資源開発の背景の下で、1979年、マレーシアは「Peta menunjukkan sempadan perairan dan pelantar benua Malaysia (マレーシア領水と大陸棚地図)」を発表した。この地図はマレーシアの南シナ海主張の基となっており、後にその詳細を考察する。

1970年代から1980年代の時期になると、南シナ海紛争は明らかに熾烈になってきた。1974年、中華人民共和国はベトナム戦争の文脈で西沙(パラセル)群島全域を手中に収め、南ベトナム軍は西沙群島から後退して、南沙(スプラトリー)地域の島嶼に上陸した。ベトナムは再統一してから、現在まで、南沙地域で最も多くの島と岩礁を占拠し続けてきた。同年、フィリピン政府は南沙の五つの島嶼を占領したと発表し、1978年に南沙地域の大半を囲んだ、いわゆる「カラヤン」群島を編入する「大統領令第1596号」を発表した。

(2) Khalid Abdul Rahim & Audrey Liwan, *Oil and Gas trends implications in Malaysia*. Energy Policy, 2012(50), pp.264.

また、シェル社のホームページの資料によると、油田が発見されたのは1963である。See Shell Malaysia, *125 YEARS, A TIMELINE*, 2016, <https://www.shell.com.my/about-us/timeline.html>, Accessed on 2019.8.3.

(3) Shell Malaysia, *supra* note 2.

(4) 呉士存(著) 朱建榮(訳) 『中国と南沙諸島紛争: 問題の起源、経緯と「仲裁裁定」後の展望』 花伝社 2017年 第236頁

(5) Khalid Abdul Rahim & Audrey Liwan, *supra* note 2, p.268.

1988年、中越両国間は南沙地域の岩礁を巡って、武力衝突が発生した。マレーシアもこの時期から南沙地域の島と岩礁を占拠し始めた。1977年、マレーシアはアンボイナ島（安波沙洲）に上陸して測量を行ったが、同島は後にベトナムに占拠された。<sup>(6)</sup> 1980年5月、フィリピン外務省はマレーシアがカラヤン群島のコモドア環礁（司令礁）<sup>(7)</sup>を不法占有したことに對して抗議したが、マレーシア側はカラヤン群島に軍隊を駐屯させた事実がないだと否認した。<sup>(8)</sup> 1983年6月、六ヶ月の準備工作の後、20人のマレーシア海軍兵士はスワロー礁（彈丸礁）に上陸し、同礁を占領した。<sup>(9)</sup> マレーシアはまた、1986年11月に Mariveles Reef（南海礁）と Ardasier Reef（光星仔礁）を占拠し、1999年に Investigator Shoal（榆亞暗沙）と Erica Reef（簸箕礁）を占拠した。<sup>(10)</sup>

マレーシアが戦後まもなくして独立したのに対して、ブルネイは1984年1月1日に完全にイギリスから独立した。ブルネイ地域の石油・天然ガス開発は20世紀初頭から既に始まった。ブルネイと隣接しているマレーシアのミリ（Miri）油田において、1910年代に石油が発見され、ブルネイのセリア（Seria）油田で1929年に石油が発見された。<sup>(11)</sup> セリア油田は海洋油田ではないが、その位置はちょうど海辺にある。そして、ブルネイ最初の海洋油・ガス田——南西アンパは1963年に発見され、二年後に生産が始まった。<sup>(12)</sup> その後、ブル

---

(6) 東南アジア調査会 『東南アジア月報』 1980年五月号 第84頁

(東南アジア月報のマレーシア関連情報は、マレーシアの『星洲日報』を情報源としていた。)

(7) 現在フィリピンが実効支配している。

(8) 東南アジア調査会 前掲 第118頁

(9) K. Das, *Perched on a Claim*, Far Eastern Economic Review, 1983(Sep.29th), p.40.

(10) See Center for Strategic & International Studies, *MALAYSIA ISLAND TRACKER*, <https://amti.csis.org/island-tracker/malaysia/>, Accessed on 2019.08.07.

(11) Kent G & M.J. Valencia(eds), *Marine Policy In Southeast Asia*, University of California Press, 1985, p.171.

(12) Mark Cleary & Shuang Yann Wong, *Oil, Economic Development And Diversification In Brunei Darussalam*, St. Martin's Press, 1994, p.38.

ネイ・シェル社が積極的に海洋油田の開発に取り組んだ。<sup>(13)</sup> 周知の通り、石油・天然ガス産業は現在のブルネイ経済の支柱となっており、原油と天然ガスはブルネイの輸出商品の殆どを占めている。<sup>(14)</sup> しかし、ブルネイによる南シナ海進出は石油開発に限られており、その開発の範囲は係争中の島と岩礁と離れている。深海石油開発が進められているCA-1、CA-2ブロックもまだLouisa Reef(南通礁)に届いていない。現在ブルネイは南シナ海のいかなる海洋地形をも占拠していない。

マレーシアとブルネイの南シナ海進出は、石油・天然ガス資源の開発と密接な関係がある。他の係争国と比べれば、武力衝突がなく、軍事対峙の度合いが軽いことがその特徴と言えよう。

## 第二節 マレーシアの領土主張

南シナ海問題におけるマレーシアの主張を領土主張と海洋主張との二部分に分けて考察する。「陸が海を支配する」というのは、国際海洋法の一般的な原則であるため、本節は先にマレーシアの領土主張について考察する。しかし、マレーシアの主張の場合、それに内在する原理は必ずしも「陸が海を支配する」という原則に則っているとは限らない。マレーシアの領土主張を見る際に、その点を注意する必要がある。

前節が既に言及したように、1979年、マレーシアは「Peta menunjukkan sempadan perairan dan pelantar benua Malaysia (マレーシア領水と大陸棚地図)」を発表した。これはマレーシアの南シナ海主張の原点である。この地図自身は領土編入などを目的としたわけではないが、マレーシア政府の公式的な立場はこの地図の公表を以て転換したと考えられる。

マレーシア政府が南シナ海の係争中の地形を主張したとの記録は、概して

(13) *Ibid.*, pp.40-41.

(14) 武石礼司『東南アジアのエネルギー：発展するアジアの課題』文真堂 2014年 第90頁

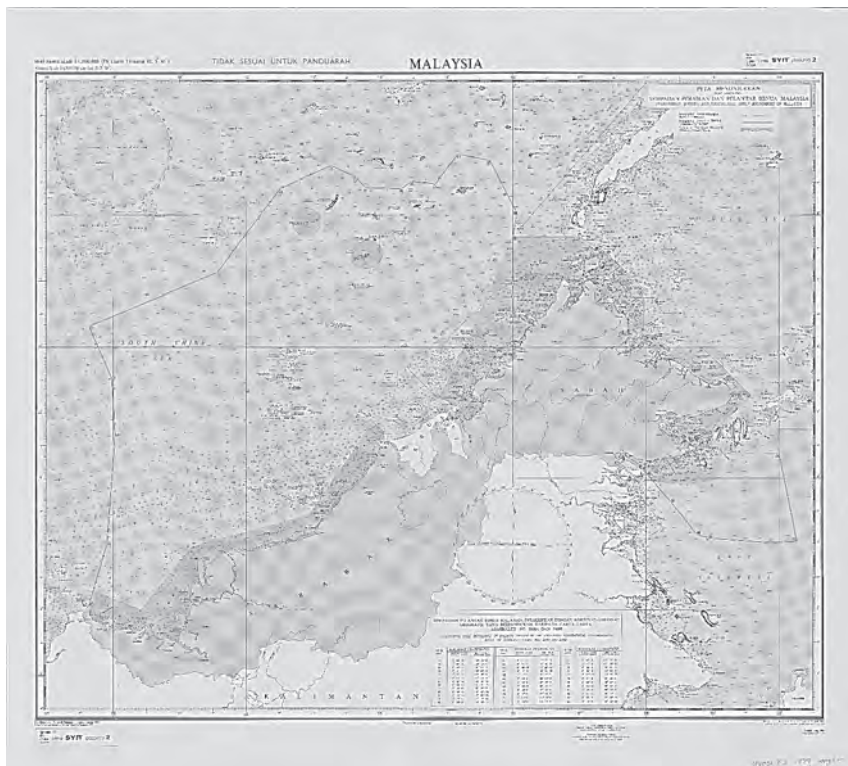


図 1 1979 年発表されたマレーシア領水と大陸棚地図 (Sheet 2)

(From: Director of National Mapping of Malaysia, *PETA MENUNJUKKAN SEMPADAN PERAIRAN DAN PELANTAR BENUA MALAYSIA*, 1979, National Library of Australia, Bib ID:1512298)

1979 以降のものである。前節で述べたように、マレーシアがアンボイナ島に上陸して調査を行ったのは 1977 年だったが、それを発表したのは 1980 年だった<sup>(15)</sup>。強いて 1979 年以前の公式の主張を挙げるならば、植民地時代のイギリスによる主張がある。フランスが 1930 年にスプラトリー（南沙）地域の一部を編入した際に、イギリスからの抗議に遭った。イギリス側によると、1877 年、一人のアメリカ人と二人のイギリス人はスプラトリー（南威）島とアンボイナ島（安波沙洲）を発見したとラブアン（ボルネオ）の植民地政府に報告し、そこにイギリス国旗を揚げる許可を申請した。<sup>(16)</sup> 植民地当局はその申請を許

可したが、その許可は期限付きのもので、それらの島が10年以内に利用されなかった場合、または利用開始後5年間放置された場合、これらの島に対する主張が失効する。フランスの反論によると、1877年の出来ことは単なる個人の行動であり、それらの個人がイギリス国旗を揚げた証拠もないし、イギリス王権を代表したわけでもない。<sup>(17)</sup> 英仏間の対立はしばらく続いたが、イギリスはさらなる行動を取らなかった。結局、イギリスの主張はうやむやになり、太平洋戦争に至っては完全に消えている。南シナ海の島と岩礁に対する、現在のマレーシアの主張をイギリスのそれと関連付けることは無理がある。イギリスの主張自体が不確実であり、実質上諦められた。そもそもマレーシア政府はイギリスの主張を依拠したと説明したことがない。そのため、現在のマレーシアの主張は独立してから新しく形成したものと考えの方が妥当であろう。

1979年12月21日<sup>(18)</sup>で発行された「マレーシア領水と大陸棚地図」において、マレーシアは初めて南シナ海の係争中の島と岩礁に対する主張を顕わにした。この地図はマレーシア国家地図局が制作・発行した公式的なものである。現時点で日本国内の図書館はこの地図を所蔵しておらず、マレーシア政府の各種公式サイトにも掲載されていないため、入手することが困難だが、外国の図書館または研究機関から入手可能である。<sup>(19)</sup> このような地図は国際法において、領土主権の権原を生み出さないが、領土主権に対する係争者の認識を示し、その主張を確認する効力がある<sup>(20)</sup>。そのため、この地図は領土

---

(15) 東南アジア調査会 前掲 第84頁

(16) Geoffrey Marston, *Abandonment of Territorial Claims: The Cases of Bouvet and Spratly Islands*, *British Yearbook of International Law*, Volume 57, Issue 1, 1986, 1987, pp.344.

(17) *Ibid.*, p.345.

(18) R. Haller-Trost, *The Contested Maritime and Territorial Boundaries of Malaysia: An International Law Perspective*, Kluwer Law International, 1998, p.13.

(19) 筆者はオーストラリア国立図書館経由でそのコピーを入手した。



を主張・編入する文書ではないものの、そこで示されたマレーシアの認識が、他国にとって無視できないものであった。このような明確な意思表示が行われた直後、マレーシアは他の係争国からの抗議を受けた。1980年6月9日、マレーシア代議院（Dewan Rakyat）において、P.Patto 議員は新地図が係争中の島嶼をマレーシア領に入れたことについて、Tengku Ahmad Rithaudeen Ismail 外相に対して質問した。Ismail 外相はベトナム、シンガポール、インドネシア、フィリピン、タイランド、中国から抗議を受けたことを認めた上で、以下の係争中の島と岩礁の名前を列挙した：Pulau Kecil Amboyna（安波沙洲）、Pulau Bata Puteh<sup>(21)</sup>、islands of Ligitan and Sipadan<sup>(22)</sup>、Laksamana Reef（司令礁）、Perahu Reef（柏礁）、Mantanani Reef（南海礁）、Ubi Reef（光星仔礁）、Semarang Barat Kecil Reef（南通礁）及び他のいくつかの小さい岩礁。<sup>(23)</sup>

マレーシアがこれらの島と岩礁を主張する「理由」は、マレーシアの副外相 Datuk Seri Dr Abdullah Fadzil Che Wan が言ったように、「国家の安全保障と南沙群島の経済的潜在力」<sup>(24)</sup>のためであった。しかし、これらの島と岩礁に対する主張を正当化できる「根拠」は何かと言う問題は不明確であり、マレーシア政府が詳しく説明したことがない。マレーシアは大陸棚とEEZに対する権利を基に、これらの島と岩礁を主張した、との説がある。つまり、「これらの島と岩礁はマレーシアのEEZまたは大陸棚の範囲内に位置しているため、

---

(20) See International Court of Justice, *Sovereignty over Pedra Branca/Pulau Batu Puteh, Middle Rocks and South Ledge (Malaysia/Singapore) Judgment of 23 May 2008*, 2008, para.267-272, <https://www.icj-cij.org/files/case-related/130/130-20080523-JUD-01-00-BI.pdf>, Accessed on 2018.08.07.

(21) 半島マレーシア地域の島であり、マレーシアとシンガポールがその主権を巡って争っていた。

(22) ボルネオ島とミンダナオ島の間の島々である。

(23) Ministry of Foreign Affairs of Malaysia, *New Map of Malaysia*, Foreign Affairs Malaysia, Vol.13, No.2, p.212.

(24) NST(New Straits Times), *KL confirms it has troops on 3 Spratly atolls*, The Straits Times, 1988.06.29, p.11.



マレーシア領である」という説である。<sup>(25)</sup> その証拠の一つは、1983年のマレーシアの法務を担当する副大臣の発言である。かの副大臣の説明によると、アンボイナ島に対する権利は単純に地理的な問題である。<sup>(26)</sup> 仮にマレーシア政府が本当にこのような論理でこれらの島と岩礁の主権を主張しているとすれば、これは明らかに「陸が海を支配する」という海洋法の一般的原則と逆行している。国際法学者はこのような領土主張の原理を批判している。<sup>(27)</sup>

しかし、マレーシアの領土主張は単純に海洋権利を根拠としたものだったのか。1983年9月9日、マレーシア副外相 Abdul Kadir Fadzir がベトナムからの抗議を対応する際に、「弾丸礁は常にマレーシアの領土であり、マレーシアのEEZに対する主張と関係がない」と述べた。<sup>(28)</sup> また、1979年に発行された「マレーシア領水と大陸棚地図」の細部を考察すると、更なる発見ができる。

「マレーシア領水と大陸棚地図」は二枚の図から構成されており、「Shee 1」は半島マレーシアを示し、「Sheet 2」は東マレーシアを示している。この地図はマレーシアの1969年の「第七号緊急事態法令」<sup>(29)</sup>に基づいて、マレーシアの低潮標識、基線と領水を示すために制作された。<sup>(30)</sup> それと同時に、他国との間の海洋限界画定条約も反映されたが、Renate Haller-Trostが指摘したように、「国境」と「大陸棚限界」の表示が混淆するところもある。<sup>(31)</sup> 地図自身の凡例によると、黒い「+」から構成される線が国境線 (International

(25) 参照：呉士存 『南沙争端的起源和發展』 中国经济出版社 2013年 第166 - 167頁

Also see R. Haller-Trost, *supra* note 18, p.323.

(26) R. Haller-Trost, *supra* note 18, p.323.

(27) See *Ibid.* pp.324-325.

(28) Arujunan Narayanan, *Spratlys: An Area of Future Conflict or Peace?*, University of New South Wales Australian Defence Force Academy, 1989, p.66.

(29) 1969年の五・一三事件後頒布された緊急事態法。

(30) R. Haller-Trost, *supra* note 18, p.13.

(31) *Ibid.*, p.22.

Boundary) であり、赤い線が大陸棚限界 (Continental Shelf Boundary) である。その南シナ海地域の一部をクローズアップすると、図2になる。

この地図における大陸棚限界線は番号付けられており、ボルネオ島の北の部分は 48～66 である。その中の 48～52 はマレーシアとインドネシアとの間の大陸棚限界協定<sup>(32)</sup> と一致している。52～53 の部分はマレーシアとベトナムの海岸線が向かい合っている部分であり、ほぼ両国の間の中間線となっている<sup>(33)</sup>。図2が示しているのは、53～66 の部分である。この部分では複



図2 マレーシア領水と大陸棚地図の局部

数の海洋地形が描かれており、一本の線が屈折しながらこれらの地形の真ん中を通り抜けた。線の南側の二つの主要地形、即ちアンボイナ島（安波沙洲）とスワロー礁（弾丸礁）の周りの青色の円形範囲は、その領水を示している。図2を見れば分かるように、この部分の「大陸棚限界線」は明らかにマレーシア本土の海岸線の形状と異なり、マレーシアの大陸棚の自然延伸の形状<sup>(34)</sup>

(32) See U.S. Department of State, *Limits in the Seas No. 1 Continental Shelf Boundary: Indonesia — Malaysia*, <https://2009-2017.state.gov/documents/organization/61975.pdf>, 1970, Accessed on 2019.08.11.

(33) Gregory B. Poling, *The South China Sea in Focus: Clarifying the Limits of Maritime Dispute*, Center for Strategic & International Studies, 2013, p.8.

とも違う。実はこの図2が示している部分もほぼ中間線である。ただし、これはマレーシア本土と他国本土との中間線ではなく、線の上下に分散している島と岩礁の間の中間線である。この線の南側はP.Kecil Amboyna(安波沙洲)、Terumbu Perahu(柏礁)、Terumbu Mantanani(南海礁)、Terumbu Siput(簸箕礁)、Terumbu Peninjau(榆亞暗沙)、Terumbu Laksamana(司令礁)が位置しており、線の反対側には、Spratly Island(南威島)、London Reefs(尹庆群礁)、Cuarteron Reef(華陽礁)、Pearson Reef(畢生礁)、Alison Reef(六門礁)、Cornwallis South Reef(南華礁)、Tennent Reef(無乜礁)がある。図2部分の大陸棚限界線はこれらの地形のほぼ真ん中に描かれている。注意すべき点は、線の南側にある地形は全部マレー語の名前が付けられており、英語名称と併記されているのに対して、線の北側の地形は全部英語名称のみが記載されている。

マレーシア政府がこの地図を制作する際にどういう前提と原理を用いたのか。以上の地図の細部の状況から逆推すると、答えが見えてくる。即ち、マレーシア政府はP.Kecil Amboyna(安波沙洲)、Terumbu Perahu(柏礁)、Terumbu Mantanani(南海礁)、Terumbu Siput(簸箕礁)、Terumbu Peninjau(榆亞暗沙)、Terumbu Laksamana(司令礁)などの地形をマレーシア領であると認識した上で、これらの地形と他国の主権下にある地形との間に、衡平的な分割線を描いた。マレーシア政府が公式的に説明していない限り、以上の結論は筆者の仮説に留まるが、この仮説はマレーシアの大陸棚限界線の奇妙な部分をよく説明できる。「マレーシアの領土主張は海洋主張に依拠している」との説明は明らかに1979年の地図の状況と矛盾点があるため、「南シナ海におけるマレーシアの領土主張は関連海域に対する主張の前提となっている」と考える方が

(34) 2009年に大陸棚限界委員会に提出された共同提出案を参考している。

See Malaysia and Socialist Republic of Vietnam, *Joint Submission Executive Summary*, 2009, [http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/mysvnm33\\_09/mys\\_vnm2009excutivesummary.pdf](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/mysvnm33_09/mys_vnm2009excutivesummary.pdf), Accessed on 2019.03.02.

妥当であろう。

マレーシアの領土主張は海洋主張を依拠しているわけではないことが分かったが、その主張の根拠は依然として分からない。マレーシアは歴史的にこれらの島に関与した記録がないし、海洋権利も領土に対する権原を生じない。即ち、1979年時点で、マレーシアの領土主張は歴史的・法的根拠がない。現在のマレーシアにとって、1980年代以来5つの島・岩礁を実効支配してきたことは、現時点の主張を支える唯一の材料となる。

領土主張に関するもう一つの重要な問題は、その範囲である。マレーシアの1979年の領水と大陸棚地図が示した大陸棚限界線の内側にある海洋地形は概してマレー語名称が付けられたが、島だけでなく、低潮高地ないし水没の地形も含まれた。地形の名称とその性質は必ずしも一致していない。スワロー礁は「Terumbu（暗礁）」と名付けられたにもかかわらず、その周囲の水域は領海として青色に塗られたが、他の「Terumbu」は領海が描かれなかった。領海を持つのは島・岩であると考え、マレーシアの領土主張はアンボイナ島（安波沙洲）とスワロー礁（弾丸礁）をカバーしていると判断できる。低潮高地は自ら領海などの海洋権利を生じないが、それ自身は領土となり得るかどうかは未だに議論されている。しかし、前述したように、大陸棚限界線は多くの「Terumbu」の間の中間線だったことを考えると、マレーシアはこれらの「Terumbu」を海洋限界画定の基点としたことが分かる。にもかかわらず、これらの地形に領海がないということは、自己矛盾している。

1979年領水と大陸棚地図に反映されたマレーシアの領土認識は、実に不明確で自己矛盾しているものだった。しかし、マレーシアの行動は明確である。マレーシアは1991年に実効支配しているスワロー礁（弾丸礁）で滑走路などの建設計画を発表し<sup>(35)</sup>、人工島造成を始めた。スワロー礁（弾丸礁）は南沙地域初の人工島となり<sup>(36)</sup>、今は立派なりゾート地に改造された。そのため、

この地形の 1979 年以前の自然的な性質はもはや確認できない。マレーシアは占拠した他の地形においても建設を進めた。その中の Mariveles Reef(南海礁)、Aradasier Reef (光星仔礁) と Investigator Shoal (榆亞暗沙) が低潮高地と思われる<sup>(37)</sup> が、マレーシアはこれらの地形を手放す様子は勿論ない。1980 年代以降、マレーシアは公の場でこれらの地形に対する領土主張を明言することを控えるようになった。しかし、その実際の行動を見れば、現在のマレーシアは 1979 年の地図の大陸棚限界線内の島・岩と低潮高地を自国領と認識していると推察できる。

これらの海洋地形の中で、Louisa Reef (南通礁) の問題は更に曖昧不明である。この地形に関する情報はかなり限定的なもので、その自然状況に関して異なる記述が存在している。Renate Haller-Trost<sup>(38)</sup> や、Mark J. Valencia ら<sup>(39)</sup> によると、ここは高潮時に 1 メートルほど海面上に出ている「岩」である。しかし、ここは低潮時にのみ一部が海面から出てくる地形<sup>(40)</sup>、即ち低潮高地であるとの記述も見られる。海洋地形の地理的性質が違えば、それから生じ得る海洋権利も変わる。いずれにせよ、マレーシアの 1979 年の新地図はこの地形にマレー語の名前、即ち Semarang Barat Kecil Reef を付けており、1980 年、Ismail 外相が P.Patto 議員の質問を回答する際に、Semarang Barat Kecil Reef をマレーシア領に入れた地形として挙げていた。つまり、ここはマレーシア領

(35) R. Haller-Trost, *supra* note 18, p.326.

(36) J. Ashley Roach, *Malaysia and Brunei: An Analysis of their Claims in the South China Sea*, CNA Corporation, 2014, p.10.

(37) See Center for Strategic & International Studies, *supra* note 10.

(38) See R. Haller-Trost, *The Brunei-Malaysia Dispute over Territorial and Maritime Claim in International Law*, Maritime Briefing, Vol. 1, No. 3, International Boundaries Research Unit, 1994, p.48.

(39) See Mark J. Valencia, Jon M. Van Dyke & Noel A. Ludwig, *Sharing The Resources Of The South China Sea*, University of Hawai'i Press, 1997, p.231.

(40) 辛業江 (編) 『中国南海諸島』 南海国際新聞出版中心、1996 年 第 79 頁

だという認識はマレーシア側には存在していた。問題を複雑にしたのは、この地形はブルネイが主張している海域にも入っているとのことである。そのため、ここはマレーシアとブルネイ両国間の領土紛争に関わると思われている<sup>(41)</sup>。しかし、ブルネイ政府は公式的に Louisa Reef（南通礁）を自国領土とする発言をしたことがない。マレーシアとブルネイ両国は本当にこの地形を巡って争ったのかは疑問である。CNA の J. Ashley Roach によると、マレーシアは Louisa Reef（南通礁）に対する主張を撤回したようだ。<sup>(42)</sup> その根拠は 2009 年のマレーシア・ブルネイ首脳会談とその後の共同声明<sup>(43)</sup> である。共同声明によると、両国首脳は交換公文に調印し、両国間の海洋限界画定問題を解決した。しかし、Roach 自身も指摘したように、両国間の交換公文の内容は秘匿とされており、具体的な内容はわからない。そのため、Louisa Reef（南通礁）に関して、両国間はどのような交渉をしたのか、その結果は何かなどの問題は依然として不明である。

上述した Louisa Reef に関する問題を除けば、1979 年以来、南シナ海の島と岩礁に対する領土主張はこれまで明確な変化がない。そもそも、マレーシアはその領土主張をより明確にしたことがないため、いまだに曖昧な点が多い。

### 第三節 マレーシアの海洋主張

前節の考察では、南シナ海の島と岩礁に対するマレーシアの領土主張は海洋主張の前提となっていると筆者が推論したが、これはあくまでも法理上の

---

(41) See R. Haller-Trost, *supra* note 38, pp.48-49.

(42) J. Ashley Roach, *supra* note 36, p.39.

(43) Chinese Embassy in Brunei, *Joint Press Statement by Leaders on the Occasion of the Working Visit of YAB Dato' Seri Abdullah Haji Ahmad Badawi, Prime Minister of Malaysia, to Brunei Darussalam on 15-16 March 2009*, 2009, <http://bn.china-embassy.org/eng/wlxw/t542877.htm>, Accessed on 2019.08.12.

ことであり、南沙地域の島と岩礁に関する限りの話である。実際に、マレーシア全体の海洋主張は1960年代から形成したものであり、南シナ海の係争地域に関しても、海洋資源の開発は領土主張より先行していた。本節はマレーシアの基線、領海、EEZ及び大陸棚に関する法律、公文書、国際条約などを概観し、南シナ海におけるマレーシアの海洋主張を考察する。

現在の海洋法において、海洋権利は領土から生じるものであり、各種海域の範囲は基本的に基線から一定の距離までに限定されている。マレーシアの海洋権利主張を考察する際にも、まずその基線と領海の状況を確認する。マ



図3 サバ州の領海(1979年マレーシア領水と大陸棚地図の局部)



レーシアは1960年12月21日にジュネーブ領海と接続水域条約を批准した<sup>(44)</sup>。この領海と接続水域条約の第三条と第四条は一国の基線の画定方法を定めた。一定条件下で直線基線法が使用できるが、通常の場合、基線は沿岸国が公式的に承認した大縮尺地図で表記された海岸の低潮線である。マレーシアは領海と接続水域条約を批准したが、直ちに対応の国内法を制定しなかった。マレーシア国王が制定した第七号緊急事態法令第五條は低潮標識と基線を示す大縮尺地図の発表を規定した<sup>(45)</sup>が、前述した1979年の「領水と大陸棚地図」が発表されたのはその十年後でした。しかし、1979年以前に、マレーシアは既に直線基線法を応用して、海洋限界画定交渉に臨んだ。例えば、1969年11月7日の「マレーシア・インドネシア大陸棚限界画定協定」において、両国は直線基線を用いて、両国間の大陸棚限界を衡平的に画定した。<sup>(46)</sup>

1979年の「領水と大陸棚地図」は明確にマレーシアの基線を示したわけではないが、それが示す領海の範囲から逆推すると、それを画定する際に使われた基線を得られる。そうすると、やはりマレーシアは通常基線ではなく、直線基線を用いたことが分かる。例えば、サラワク州部分の領海は、明らかにマレーシア・インドネシア大陸棚限界画定協定で使われた直線基線から12カイリの範囲となっている。しかし、サバ州部分の領海の範囲は甚だ不可解である。この部分の領海限界線はラブアン島から12カイリの点とフィリピン群島の範囲を規定した米西パリ条約線の最西端を結ぶ線となっている。図3が示したように、この部分の「領海」の限界の12カイリ以内に基線となれる本土または島がない。

---

(44) United Nations, *Convention on the Territorial Sea and the Contiguous Zone*, [https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg\\_no=XXI-1&chapter=21&clang=en](https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XXI-1&chapter=21&clang=en), Accessed on 2019.08.12.

(45) Yang di-Pertuan Agong of Malaysia, *Emergency (Essential Powers) Ordinance No. 7, 1969 (as amended)*, 1969, <https://www.ecolex.org/details/legislation/emergency-essential-powers-ordinance-no-7-1969-as-amended-lex-faoc004800/>, Accessed on 2019.08.13.

(46) See U.S. Department of State, *supra note 32*.

その後、第三次海洋法会議で採択された国連海洋法条約 (UNCLOS) が発効し、マレーシアは 1996 年に UNCLOS を批准した。基線に関する制度全体の枠組みは大きな変更がないが、群島基線に関する規定を加えたほか、UNCLOS は通常基線と直線基線の併用が可能だと規定した。

しかし、UNCLOS 第十六条の規定により、締約国が直線基線を採用する場合、その基線またはそれに基づく限界線の海図または座標を国連事務総長に提出する義務がある。<sup>(47)</sup> マレーシアが領海基線に関する国内法を正式に制定したのは、2006 年のことである。2006 年海域基線法 (Act660) の第四節と第五節の規定によると、マレーシアは通常基線を用いるが、国王は特定地域の基点を指定でき、その基点を結んだ直線を基線とすることが可能である。<sup>(48)</sup> 国王が指定できる「基点」はどんな点であるかに関しては、更なる説明はないが、それが UNCLOS の直線基線に関する規定に違反しない必要があるであろう。現在マレーシアは通常基線法と直線基線法を組み合わせ使用することになっている。

マレーシアの 2006 年基線法は基線の一般規定を成文化したが、その具体的な座標または海図を依然として明示しなかった。それを国連事務総長に提出するという UNCLOS における義務も、現在 (2019 年) の時点でまだ全うされていない。<sup>(49)</sup> 提出期限は決められていないため、マレーシアはこれからその基線の海図または座標を提出する可能性もある。

マレーシアの領海の問題は以上の基線に関する規定とリンクしている。

---

(47) United Nations, *United Nations Convention on the Law of the Sea*, 1982, [https://www.un.org/depts/los/convention\\_agreements/texts/unclos/closindx.htm](https://www.un.org/depts/los/convention_agreements/texts/unclos/closindx.htm), Accessed on 2019.08.13

(48) Attorney General's Chambers of Malaysia, *Baselines Of Maritime Zones Act 2006 [Act 660]*, <http://www.agc.gov.my/agcportal/uploads/files/Publications/LOM/EN/Act%20660.pdf>, Accessed on 2019.08.12.

(49) See United Nations, *Deposit of Charts*, <https://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/depositpublicity.htm>, Accessed on 2019.08.13.

1960年に批准された領海と接続水域条約第六条の領海の幅に関する規定によると、「領海の外側の限界は、いずれの点をとっても基線上の最も近い点からの距離が領海の幅に等しい線」<sup>(50)</sup>である。この条約は領海の幅を規定していないが、マレーシアの1969年の第七号緊急事態法令の第三条は領海の幅は12カイリと規定した。

マレーシアの1979年の「領水と大陸棚地図」で示された領海の範囲を見ると、マレーシアの領海主張は基本的に12カイリの範囲に留まるが、前述したように、サバ州部分の領海に関して、どの線からの何カイリはわからない。マレーシアが1996年にUNCLOSを批准したため、UNCLOSの基線と領海に関する規定に拘束されるようになる。そうになると、1979年地図で示されたサバ州の領海の範囲は部分的に改正する必要があるであろう。

1969年緊急事態法令とUNCLOSなどを基づいて、2012年、マレーシアは正式な領海法(Act750)を制定した。マレーシア領海法第三節はマレーシアの領海限界を基線から12カイリまでと明確に定めた。しかし、領海法第三節第3小節は、大陸棚法(Act83)、石油採掘法(Act95)、国家土地法(Act56)及び他のサバ州とサラワク州で施行される土地関連法律における領海を3カイリまでに制限した。この複雑な設定はマレーシアの国家形態に由来するものである。

マレーシアは連邦制国家であり、連邦直轄領以外の各州は大きな自治権がある。国家土地法などにおいて、州領の土地に関する規定があり、例えば国家土地法第五節において、「State Land」は州領または領海限界内の海底をも含むと解釈された<sup>(51)</sup>。2012年領海法(Act750)はこのような州の権限を制限したということになる。法案が公表された後、サバ州とサラワク州におい

---

(50) 日本外務省「領海および接続水域に関する条約」1958年 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S43-0479\\_1.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S43-0479_1.pdf) 閲覧日：2019年8月13日

(51) ECOLEX, *National Land Code (Act No. 56 of 1965)*, <https://www.ecolex.org/details/legislation/national-land-code-act-no-56-of-1965-lex-faoc005145/>, Accessed on 2019.08.14.

では法案反対の声が大きい。マレーシアの政治経済の中心は半島マレーシアにあるが、石油天然ガス資源の開発が集中しているのは東マレーシアである。そのため、東マレーシア、特にサラワク州と連邦政府の間は海底資源を巡る対立が存在している。実際にサラワク州議会は 2015 年に 2012 領海法案 (Act750) を否決したこともある<sup>(52)</sup>。

以上の事情で、2012 年領海法の第三節第 3 小節はサバ州とサラワク州の領海を 3 カイリまで制限する文言が入れられた。これは連邦制国家としてのマレーシアの領海を 3 カイリまで規定したわけではない。サバ州とサラワク州の州領海は 3 カイリだが、マレーシアのサバ州とサラワク州の海岸から生じる連邦国家の領海は他のと同じく 12 カイリである。

2012 年領海法 (Act750) が頒布されたため、マレーシアの領海主張はより明確になった。しかし、前述のように、マレーシアは基線またはそれに基づく限界の情報を国連事務総長に提出していない。1979 年地図で示された領海主張が変更されたかどうか、現在の領海主張は国内法ないし UNLCOS と適合するかどうかなどの疑問を答えるには、更なる観察が要るであろう。

マレーシアの接続水域に関する国内立法が見つからないが、その主張は基本的に前述した領海の部分と隣接した 12 カイリとなっており、1960 年に批准した領海と接続水域条約、後の 1996 年批准した UNCLOS の規定に拘束されると考えられる。また、南シナ海紛争において、接続水域の問題は二次的な問題であるため、本稿では割愛させていただく。

マレーシアの EEZ に関して、1980 年、マレーシア国王は既に官報において EEZ に対する主張を宣言したが、その宣言は EEZ の限界の座標や、限界画定紛争の解決方法などを規定しなかった。<sup>(53)</sup> 1984 年、EEZ 法 (Act311) が

---

(52) FMT News, *State territorial waters still at 12 nautical miles, says Sarawak CM*, 2018, <https://www.freemalaysiatoday.com/category/nation/2018/03/21/state-territorial-waters-still-at-12-nautical-miles-says-sarawak-cm/>, Accessed on 2019.08.14.

制定された。1984年のEEZ法第三節第1小節はEEZの限界を領海基線から200カイリと規定し、第2小節はEEZの画定が他国との協定に適合するように決められるべきと規定した。<sup>(54)</sup> 2006年のEEZ法修正案は国王がEEZ限界の地図を公表することに関する第三節第3小節を削除しただけで、他の変更がない。<sup>(55)</sup> そして、マレーシアは1996年にUNCLOSを批准したため、UNCLOSにおけるEEZに関する規定に拘束される。

EEZと比べて、大陸棚に関するマレーシアの法律、公式文書、条約などから見られる主張は複雑である。マレーシアは1960年12月21日にジュネーブ大陸棚条約を批准し<sup>(56)</sup>、1966年に自国の大陸棚法（Act83）<sup>(57)</sup>を制定した。当時の国際海洋法において、大陸棚の限界は未だ明確に限定されなかったが、大陸棚条約第六条は既に両国の大陸棚が隣接している場合の限界画定方法を規定した<sup>(58)</sup>。しかし、国家間の海洋限界画定は長年にわたる交渉が必要であり、海洋と接している国々は待ちきれなかった。前述したように、マレーシアは1960年代から北ボルネオ島沿岸で探鉱活動を展開し、たちまち係争中の島と

---

(53) Mohd Fadzil Shuhaimi, *Malaysia and the Law of the Sea*, The University of Rhode Island, 1991, p.21.

(54) ECOLEX, *Exclusive Economic Zone Act 1984 (Act No. 311)*, <http://extwprlegsl.fao.org/docs/pdf/mal3732.pdf>, Accessed on 2019.08.14.

(55) ECOLEX, *Exclusive Economic Zone (Amendment) Act, 2006*, <https://www.ecolex.org/details/legislation/exclusive-economic-zone-amendment-act-2006-lex-faac091579/?>, Accessed on 2019.08.14.

(56) United Nations, *Convention on the Continental Shelf*, [https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg\\_no=XXI-4&chapter=21&clang=\\_en](https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XXI-4&chapter=21&clang=_en), Accessed on 2019.08.12.

(57) Attorney General's Chambers of Malaysia, *CONTINENTAL SHELF ACT 1966*, <http://www.agc.gov.my/agcportal/uploads/files/Publications/LOM/EN/Act%2083%20-%20Continental%20Shelf%20Act%201966%20Revised%201972.pdf>, 2019.08.12.

(58) See United Nations, *supra* note 56.

岩礁の近辺までに拡大した。1979 年に至ると、マレーシア政府は前述した「領水と大陸棚地図」を発表し、明確な限界線で自国の大陸棚主張の範囲を明示した。その限界線の一部は他国との限界画定条約に基づいているが、南シナ海の係争地域における部分は奇妙な「m」の形になっており、その依拠は明確ではない。

その後、マレーシアは 1996 年に UNCLOS を批准し、2009 年 5 月 1 日に最新の大陸棚法修正案を発効させた<sup>(59)</sup>。2009 年 5 月 6 日、マレーシアはベトナムと共に、国連大陸棚限界委員会に大陸棚限界に関する情報を提出した。<sup>(60)</sup>

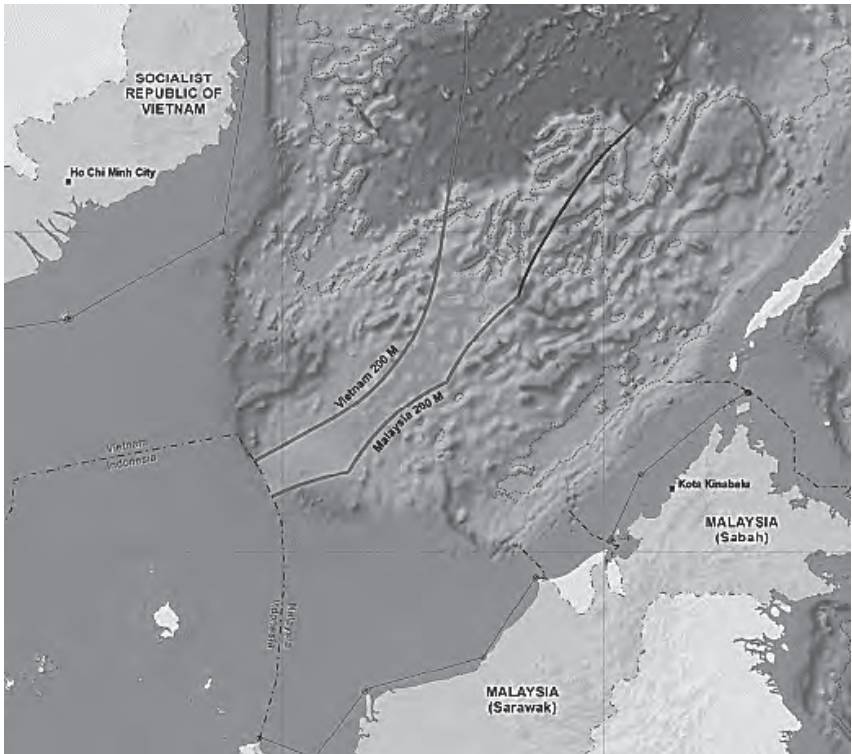


図 4 2009 年マレーシアとベトナムの共同提出案における大陸棚図

(From: Malaysia and Socialist Republic of Vietnam, *Joint Submission Executive Summary*, 2009, [http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/mysvnm33\\_09/mysvnm2009excutivesummary.pdf](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/mysvnm33_09/mysvnm2009excutivesummary.pdf), Accessed on 2019.03.20)

この共同提出事件は南シナ海紛争の係争国間の新たな論戦を誘発した。南シナ海地域に限定していえば、マレーシアが2009年に大陸棚限界委員会に提出した資料は現在のマレーシアの大陸棚主張の範囲を反映した。それを知るために、この共同提出事件の経緯と関連の資料を考察する。

日本では2009年のこの件を「共同申請」と呼ぶことが多いが、正確に言うとは、「共同提出」である。UNCLOSの第七十六条第8項の規定によると「沿岸国は、領海の幅を測定するための基線から二百海里を超える大陸棚の限界に関する情報を、衡平な地理的代表的原則に基づき附属書IIに定めるところにより設置される大陸棚の限界に関する委員会に提出する。この委員会は、当該大陸棚の外側の限界の設定に関する事項について当該沿岸国に対し勧告を行う。沿岸国がその勧告に基づいて設定した大陸棚の限界は、最終的なものとし、かつ、拘束力を有する」<sup>(61)</sup>。大陸棚限界委員会が出す勧告は最終的な海洋限界画定ではないが、海洋限界画定に大きな影響を与える。2009年のベトナムとマレーシアの「共同提出」はこの規定に基づくものである。この共同提出によって、南シナ海の領土主権及び海洋権利に関する係争国間の対立はまた集中的に露呈した。

まずは「共同提出」の内容を見るところ。「大陸棚限界委員会議事規則（CLCS/40/Rev.1）」の附属書Iの規定によると、提出国は自国のすべての大陸棚に関する情報を提出する必要がなく、その一部さえ提出さえ提出すれば済む。<sup>(62)</sup> ベトナムとマレーシアの共同提出は、このような「一部」に関するも

---

(59) FAOLEX, *Continental Shelf (Amendment) Act*, 2009, <http://extwprlegs1.fao.org/docs/texts/ma191569.doc>, Accessed on 2019.08.14.

(60) Commission on the Limits of the Continental Shelf, *Joint submission by Malaysia and the Socialist Republic of Viet Nam*, [http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/submission\\_mysvnm\\_33\\_2009.htm](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_mysvnm_33_2009.htm), Accessed on 2019.03.20.

(61) 世界と日本データベース「海洋法に関する国際連合条約」1982年 <http://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/mt/19821210.T1J.html> 閲覧日：2019年3月1日



のである。具体的に言うと、南沙群島を含む南シナ海南部の区域であり、特に赤い線で示されたマレーシアの領海基線から 200 カイリのラインとベトナムの領海基線から 200 カイリのラインとの間に挟まれた細長い区域である。つまり、ベトナムとマレーシアは両国間の大陸棚の限界をこの区域に画定したいと言うことである。この地域は係争中にあることは周知の通りであり、更に問題があるのは「共同提出」の第四部分である。その内容を見ると、ベトナムとマレーシアは委員会に対して、この共同提出は海岸が面し、あるいは隣接している沿岸国間の国境画定問題に出来る限り損なわないと保証する上で、「既に関係している沿岸国が反対しないことを確保する努力をした」と主張した。<sup>(63)</sup>

CLCS/40 の付属書 I の第五條の規定によれば、「領土または海洋紛争が存在している場合、委員会は係争国からの提出を審議または認定すべきではない」し、「委員会への提出案と委員会による勧告は領土または海洋紛争の係争国の立場を損なうべきではない」。<sup>(64)</sup> ベトナムとマレーシアの共同提出案の第四部分は、この CLCS/40 の付属書 I の第五條の規定に関する説明である。両国の主張によれば、共同提出案は係争国の立場を損なわないため、委員会はこれを審議または認定できる。

この共同提出案が委員会に提出された後、他の係争国は相次いで国連事務総長に反対の外交文書を送った。真っ先に反論したのは中国だった。2009 年 5 月 7 日、中国駐国連代表団は国連事務総長宛に CML/17/2009 号口上書を送った。文書によると、「中国は南海諸島とその附近海域に対する主権を有し、

(62) Commission on the Limits of the Continental Shelf, *Rules of Procedure of the Commission on the Limits of the Continental Shelf*, 2008, p.22, <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N08/309/23/PDF/N0830923.pdf>, Accessed on 2019.03.20.

(63) Malaysia and Socialist Republic of Vietnam, *Joint Submission Executive Summary*, 2009, p.2, [http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/mysvnm33\\_09/mys\\_vnm2009executivesummary.pdf](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/mysvnm33_09/mys_vnm2009executivesummary.pdf), Accessed on 2019.03.20.

(64) Commission on the Limits of the Continental Shelf, *supra* note 62.

関係海域及び海底及びその下に対する主権的権利と管轄権を有している」。<sup>(65)</sup> CLCS/40の付属書Iの第五條の規定に基づいて、中国は委員会に対し、共同提案を審議しないように要求した。中国側の「関係海域」などの用語は曖昧的だとは言え、基本的な論理はUNCLOSとCLCS/40に一致している。しかし、中国の文書の添付資料の地図はまた係争国の反対を引き起こした。その地図はいわゆる「九段線」の地図の一種である。九段線という断続線を用いて南シナ海の諸群島に対する主権を表現するのは、中国の1947以来の伝統的な方式であるが、その法的意味についての公式な説明がない。九段線の意味の不明確さは、他国から多くの批判を受けている。CML/17/2009に添付された地図もまた、係争国から非難を受けた。

マレーシアも2009年5月20日に国連事務総長に口上書HA 24/09を出した。マレーシアの口上書によると、共同提案はUNCLOSとその付属書並びにCLCS/40に違反することがなく、マレーシア政府がそれを提出する前に中国に通告していた。<sup>(66)</sup> 共同提出第四部分が言う「沿岸国が反対しないことを確保する努力」は、このこと、即ち「中国に通告した」ことを指していた。

もう一つの主要な係争国のフィリピンは2009年8月4日に国連事務総長に口上書No.000819を送った。フィリピンの口上書によると、ベトナムとマレーシアの共同提出が主張する地域は係争中にあり、その地域はフィリピンの大陸棚と重なるだけでなく、その地域の一部の島々<sup>(67)</sup>と北ボルネオ島に対するフィリピンの領土主張とも対立している。<sup>(68)</sup> そのため、フィリピンは大陸棚限界委員会に対して、ベトナムとマレーシアの共同提出を審議しないよう

---

(65) 中華人民共和国常駐連合国代表団 「CML/17/2009」 [http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/mysvnm33\\_09/chn\\_2009re\\_mys\\_vnm.pdf](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/mysvnm33_09/chn_2009re_mys_vnm.pdf) 閲覧日：2019年3月20日

(66) Permanent Mission of Malaysia to the United Nations, *HA 24/09*, [http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/mysvnm33\\_09/mys\\_re\\_chn\\_2009re\\_mys\\_vnm\\_e.pdf](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/mysvnm33_09/mys_re_chn_2009re_mys_vnm_e.pdf), Accessed on 2019.03.20.

(67) いわゆる「カラヤン群島」の一部

に要求した。

マレーシアの方は 8 月 21 日に口上書 HA41/09 を国連事務総長に送った。マレーシアによれば、共同提出は UNCLOS と CLCS/40 に反しておらず、フィリピンに事前通告だけではなく、共同提出に参加するようにフィリピンに提案した。<sup>(69)</sup> マレーシアの口上書 HA41/09 は共同提出の合法性を繰り返した上で、特にフィリピンの北ボルネオに対する主張に対して反論した。マレーシアによると、フィリピンが言う「北ボルネオ」はマレーシアのサバ州であり、フィリピンの主張は国際上の根拠がなく、マレーシアがそれを認めたこともない。<sup>(70)</sup>

2009 年の共同提出及びそれに関する一連の外交上の論争において、マレーシアの海洋主張の一部が表れた。前述した CLCS/40 の付属書 I の第五條の規定によると、領土または海洋紛争が存在していても、係争国全員が事前に同意した場合、大陸棚限界委員会はその提出案を審議することも可能である。<sup>(71)</sup> マレーシアがベトナムと共同提出を行ったのは、この規定の要求を満たすためであった。フィリピンとマレーシアとの間の口上書の応酬で明らかになったように、マレーシアはフィリピンにも共同提出を持ち掛けたが、フィリピンが拒否した。実際に同地域の島・岩礁、あるいは海域を主張しているのは、中国（台湾をも含む）、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイなどであり、CLCS/40 付属書の規定の要求を満たすために、これらの主体の全員が同意する必要がある。それはともかく、マレーシアの主張と認識においては、

---

(68) Permanent Mission of the Republic of the Philippines to the United Nations, No.000819, [http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/mysvnm33\\_09/clcs\\_33\\_2009\\_los\\_phl.pdf](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/mysvnm33_09/clcs_33_2009_los_phl.pdf), Accessed on 2019.03.20.

(69) Permanent Mission of Malaysia to the United Nations, HA 41/09, [http://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/mysvnm33\\_09/mys\\_re\\_phl\\_2009re\\_mys\\_vnm\\_e.pdf](http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/mysvnm33_09/mys_re_phl_2009re_mys_vnm_e.pdf), Accessed on 2019.03.20.

(70) *Ibid.*

(71) Commission on the Limits of the Continental Shelf, *supra* note 62.

自国とベトナムとフィリピンのみがこの地域の海洋権利を主張し得るということが分かる。また、マレーシアとベトナムの共同提出案の内容から確認できたマレーシアの主張の要点はもう一つある。即ち、マレーシアの大陸棚の限界を画定する際に、南シナ海の係争中の島・岩が基点とされていない。この点について、共同提出の仲間のベトナム側も合意していた。つまり、マレーシアは、南シナ海の係争中の地形は概して島ではないため、自国の本土のみが大陸棚を生じると主張している。これを前提にすると、1979年の領水と大陸棚地図で描かれたボルネオ島付近海域の北部の大陸棚限界も全部書き直される必要があるが、2009年の共同提出案はその問題をとりあえず放置した。

#### 第四節 ブルネイの主張

これまでの先行研究の多くは、ブルネイが南沙地域の Louisa Reef（南通礁）の主権を主張していると考えている。例えば、中国の呉士存の著書<sup>(72)</sup>、アメリカの J. Ashley Roach の論文<sup>(73)</sup>などがそうである。しかし、これらの研究は確実な根拠を提示できなかった。呉士存の著書はブルネイの領土主張に関する一次資料を挙げていないし、主張し出す時点をも説明していない。J. Ashley Roach は Renate Haller-Trost の論文を依拠しているが、Renate Haller-Trost は Louisa Reef に関するマレーシアの立場を説明したものの、ブルネイ側の主張について明確の根拠を提示しなかった<sup>(74)</sup>。また、Mark J. Valencia らの研究はブルネイの海洋主張を考察したが、その領土主張を言及しなかった。<sup>(75)</sup> 多くの研究者は「ブルネイは Louisa Reef を主張している」と認識しているが、実際にこのような認識を支える証拠がない。1979年、マレーシアが「領水と大

---

(72) 参照：呉士存（著） 朱建榮（訳）『中国と南沙諸島紛争：問題の起源、経緯と「仲裁裁定」後の展望』花伝社 2017 第246頁

(73) See J. Ashley Roach, *supra* note 36, p.43.

(74) See R. Haller-Trost, *supra* note 38, pp.48-49.

(75) See Kent G & M.J. Valencia(eds), *supra* note 11, p.171.

陸棚地図」を發表し、Louisa Reef を囲んだ際に、ブルネイは既に独立へ移行する段階に入っていた。ブルネイ外交を管轄していたイギリス政府はマレーシアに抗議したが、その抗議は大陸棚の延長に対するものだった。<sup>(76)</sup>ブルネイが完全に独立した後、Louisa Reef に対して領土主権を主張することを示す法律、条約、公式文書なども存在しない。後に説明するように、ブルネイの海洋主張の範囲は Louisa Reef 地域をもカバーしているが、海洋主張と領土主張の性質は異なり、両者を混同してはならない。ブルネイは未だ公式に Louisa Reef の領土主権に対する主張を打ち出していないと考える方が妥当であろう。

以上の事情のため、本節はブルネイの海洋権利に対する主張を中心的に考察する。

Renate Haller-Trost が指摘したように、ブルネイ政府が敏感な問題に関する情報を秘匿しているため、関連の研究は不足している。<sup>(77)</sup> Haller-Trost はブルネイ測量総局が 1987～1988 年の間に出版した三枚の地図を基にブルネイの海洋主張を分析したが、この三枚の地図はすべて「restricted document, for official use only」と書いており、公開發行されていない。そのため、本稿はブルネイの法文書の他に、上記三枚の地図をも参考するが、Haller-Trost の論文におけるこれらの地図に対する描述に依拠するしかない。

前節と同じく、まずはブルネイの基線と領海主張を見る。マレーシアと同様に、ブルネイも未だその基線と基線に基づいた領海の座標または海図を国連事務総長に提出していない。<sup>(78)</sup>そのため、ブルネイの基線も未だ最終的に確定されていないと言える。また、ブルネイの基線に関する国内法も完備されていない。

J. Ashley Roach の推論によると、ブルネイは 1996 年に UNCLOS を批准し

(76) R. Haller-Trost, *supra* note 38, p.38.

(77) See *Ibid.*, p. 1.

(78) See United Nations, *supra* note 49.

たが、UNCLOS 第十六条の規定に基づいて直線基線の座標または海図を国連事務総長に提出していないため、通常基線が応用されていると仮定できる。<sup>(79)</sup>しかし、実際にブルネイは前述した三枚の非公開地図では直線基線を応用した。1987年出版の「Peta Yang Menunjukkan Laut Wilayah Negara Brunei Darussalam（ブルネイ領水図）」は下記一連の座標を明記し、これらの点を結ぶ線をブルネイの領水の限界としている。

- Point 1 4°47.88'N 113°58.70'E  
2 4°47.55'N 114°11.58'E  
3 4°51.50'N 114°22.60'E  
4 4°59.65'N 114°32.25'E  
5 5°09.40'N 114°44.85'E  
6 5°12.00'N 114°53.24'E  
7 5°13.87'N 114°55.20'E<sup>(80)</sup>

ブルネイの領海の幅は12カイリと仮定すると、この七つの点を結ぶ折線を12カイリ平行移動するとその基線を得られる。つまり、ブルネイの基線は海岸線の七つの点の間の直線基線である。しかし、ブルネイの海岸線の形状は、ブルネイ湾部分を除いて、かなりシンプルであるため、この直線基線もブルネイ本土海岸の形状とほぼ一致しており、通常基線と大して変わらない。

「ブルネイ領水図」の凡例の説明によると、この図は「ブルネイ領海法（Cap.138）」の3（2）節に従って製作されたものであり、1954年6月30日のブルネイスルターン・国王による宣言「No.S 41 of 1954」、1958年の北ボルネオ境界に関する諮問会命令の「イギリス文書 1958No.1517」、1958年のサラワク境界に関する諮問会命令の「イギリス文書 1958No.1518」と整合している。<sup>(81)</sup>これらの法文書はブルネイの領海の範囲を規定している。領海法

---

(79) J. Ashley Roach, *supra note* 36, p.36.

(80) R. Haller-Trost, *supra note* 38, pp.2-3.

(81) *Ibid.*, p.2.

(Cap.138) 第二節の規定によると、ブルネイの領海の幅は 12 カイリであり、その測り方は国際法と一致すべきである。<sup>(82)</sup> 1954 年の国王宣言は大陸棚に対するものであり、後に説明する。そして、1958 年の二つのイギリスの諮問会命令は、植民地時代の北ボルネオとサラワクの海洋限界を決めたものである。<sup>(83)</sup> 現在のブルネイは依然としてこれらを自国の海域の東側限界と西側限界の依拠としている。しかし、これらの限界は 100 ファゾム (約 183m) 等深線までの海洋限界しか決めていない。図 5 の中のポイント 1 とポイント 2 から海岸までの線が上記限界線である。この二つの限界線と「ブルネイ領水図」の七つの座標を結ぶ線は合わせてブルネイの完全な領海範囲になる。注意すべき点は、ブルネイ領海の西側限界線である。この線はブルネイとマレーシアの領海基線の間線ではない。海岸から 6 カイリまでの限界線はほぼ中間線だが、途中からマレーシア側に曲がっている。そのため、ブルネイの海域は中間線を用いる場合より大きくなっている。Mark J. Valencia の推測によると、イギリスは沿岸部の油井を衡平的に分配するために、このような限界画定をした。<sup>(84)</sup>

前述三枚の地図の二枚目は、1988 年出版の「Peta Yang Menunjukkan Sempadan-Sempadan Pesisir Negara Brunei Darussalam (ブルネイ大陸棚図)」で

---

(82) Attorney General's Chambers, *Territorial Waters of Brunei Act*, 2002, <http://www.agc.gov.bn/AGC%20Images/LOB/PDF/Cap138.pdf>, Accessed on 2019.09.07.

(83) See Attorney General's Chambers, *NORTH BORNEO (DEFINITION OF BOUNDARIES) ORDER IN COUNCIL 1958*, 1984, [http://www.agc.gov.bn/AGC%20Images/LAWS/ACT\\_PDF/SUP.III.pdf#search=1958%20No%2E1517](http://www.agc.gov.bn/AGC%20Images/LAWS/ACT_PDF/SUP.III.pdf#search=1958%20No%2E1517), Accessed on 2019.09.07.

Attorney General's Chambers, *SARAWAK (DEFINITION OF BOUNDARIES) ORDER IN COUNCIL 1958, 1984*, [http://www.agc.gov.bn/AGC%20Images/LAWS/Gazette\\_PDF/1984/EN/SUP.IV.pdf#search=1958%20No%2E1518](http://www.agc.gov.bn/AGC%20Images/LAWS/Gazette_PDF/1984/EN/SUP.IV.pdf#search=1958%20No%2E1518), Accessed on 2019.09.07.

(84) See Mark J. Valencia, *South-East Asian Seas: Oil Under Trouble Water*, Oxford University Press, 1985, p.77.



ある。この地図も下記一連の座標を以て、ブルネイの大陸棚主張の範囲を明示した。

- Point 1 5°01.15'N 113°44.87'E  
2 5°42.00'N 114°24.24'E  
3 7°35.32'N 111°05.50'E  
4 8°15.23'N 111°56.27'E  
5 4°47.88'N 113°58.70'E  
6 4°47.55'N 114°11.58'E  
7 4°51.50'N 114°22.60'E  
8 4°59.65'N 114°32.25'E  
9 5°09.40'N 114°44.85'E  
10 5°12.00'N 114°53.24'E  
11 5°13.87'N 114°55.20'E<sup>(85)</sup>

これらの座標の中の5から11までは、「ブルネイ領水図」の七つの座標と同じであり、1から4までは図5の中の1から4までの点に相当する。3-4の線は、ほぼブルネイとベトナムとの間の中間線であり、1-3と2-4の線はそれぞれ1958年の北ボルネオ境界に関する諮問会命令の「イギリス文書1958No.1517」とサラワク境界に関する諮問会命令の「イギリス文書1958No.1518」が示した限界線の延長線である。地図の凡例の説明はブルネイとマレーシアの間のLimbang、Lawas、Rangauの領土主権を巡る紛争を言及したが、Louisa Reef（南通礁）を全く言及していない。

ブルネイが初めて大陸棚に対する権利を主張したのは前述した1954年6月30日のブルネイスルターン・国王による宣言「No.S 41 of 1954」である。この宣言は領水と隣接する海底とその下をブルネイに編入すると規定したが、その範囲を明確に示さなかった。<sup>(86)</sup>1988年の「ブルネイ大陸棚図」は初めて

---

(85) R. Haller-Trost, *supra* note 38, p.4.

その大陸棚主張の範囲を示した。しかし、「ブルネイ大陸棚図」が示した大陸棚の北西部の限界線、即ち図 5 中の 3 - 4 の線はブルネイの海岸線から約 265 カイリ離れている。

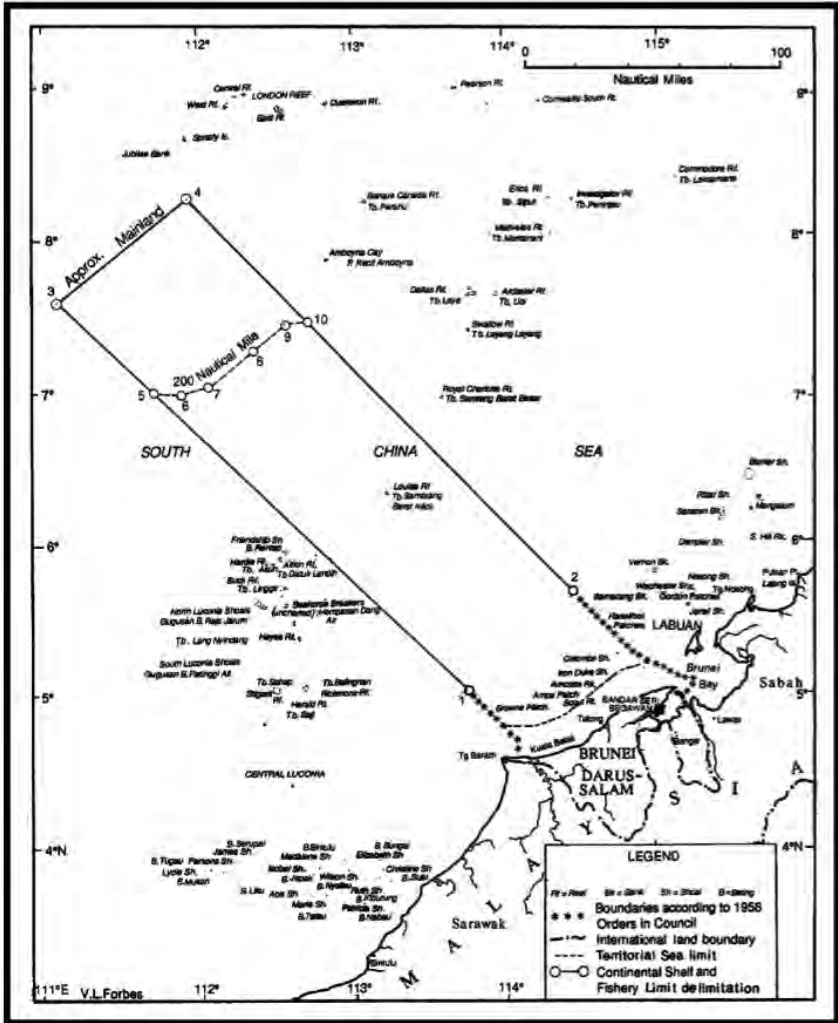


図 5 ブルネイの海洋限界 (From: R. Haller-Trost, *The Brunei-Malaysia Dispute over Territorial and Maritime Claim in International Law*, Maritime Briefing, Vol. 1, No. 3, International Boundaries Research Unit, 1994, p.55.)

前節で述べた通り、UNCLOS の第七十六条第 8 項の規定により、沿岸国が 200 カイリを超える大陸棚限界を画定したい場合、国連大陸棚限界委員会にその情報を提出する義務がある。また、UNCLOS 付属書Ⅱ第四条は、その提出の期限を条約発効後 10 年以内に定めたが、2001 年の UNCLOS 締約国会議決議はその期限を 2009 年 5 月 13 日までに延ばした<sup>(87)</sup>。更に、発展途上国の財政、技術、能力などの困難を考慮し、2008 年の締約国第十八次会議決議は「予備提出 (preliminary submission)」制度を決めた。途上国が期限までに「本提出 (full submission)」できない場、予備提出をし、関連調査の進捗や本提出の予定期日を報告すれば済む。<sup>(88)</sup> ブルネイは 2009 年 5 月 12 日に予備提出を行った。<sup>(89)</sup>

ブルネイの予備提出の (b) 部分は以下の内容を含んでいる：ブルネイの領海基線は UNCLOS 第二部分第二節に従う；ブルネイとマレーシア両国の間の 200 カイリ以内の海洋限界は、既に 1958 年の二つの諮問会命令と 2009 年の両国間交換公文によって決められた；ブルネイの大陸棚は 200 カイリを超え

---

(86) Attorney General's Chambers, *CONTINENTAL SHELF PROCLAMATION 1954*, 1984, [http://agc.gov.bn/AGC%20Images/LAWS/Gazette\\_PDF/1984/EN/SUP.II.pdf](http://agc.gov.bn/AGC%20Images/LAWS/Gazette_PDF/1984/EN/SUP.II.pdf), Accessed on 2019.09.07.

(87) United Nations, *Decision regarding the date of commencement of the ten-year period for making submissions to the Commission on the Limits of the Continental Shelf set out in article 4 of Annex II to the United Nations Convention on the Law of the Sea*, 2001, <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N01/387/64/PDF/N0138764.pdf>, Accessed on 2019.09.07.

(88) See United Nations, *Decision regarding the workload of the Commission on the Limits of the Continental Shelf and the ability of States, particularly developing States, to fulfil the requirements of article 4 of annex II to the United Nations Convention on the Law of the Sea, as well as the decision contained in SPLOS/72, paragraph (a)*, <https://undocs.org/SPLOS/183>, Accessed on 2019.09.07.

(89) United Nations, *Preliminary information\* indicative of the outer limits of the continental shelf beyond 200 nautical miles*, [https://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/commission\\_preliminary.htm](https://www.un.org/Depts/los/clcs_new/commission_preliminary.htm), 2019.09.07.

ており、後に本提出を行う；ブルネイの 200 カイリを超える大陸棚は他国と重なる可能性が有るが、この予備提出は将来の海洋限界画定に損なわない。<sup>(90)</sup>

また、予備提出によると、ブルネイは 12 ヶ月以内に本提出を行う予定があるが、実際に、現時点（2019 年）まで、ブルネイは未だ本提出をしていない。2008 年の締約国第十八次会議決議によると、本提出が行われるまで、予備提出の内容は審議されない。そのため、上記ブルネイの予備提出も未だ大陸棚限界委員会に審議されていない。

R. Haller-Trost が用いた地図の三枚目は 1988 年出版の「Peta Yang enunjukkan Sempadan-Sempadan Penangkapan Ikan Negara Brunei Darussalam（ブルネイ漁業限界図）」である。この地図もまた下記一連の座標を明示し、ブルネイの「漁業区域」を示した。

- Point*
- 1 5°01.15'N 113°44.87'E
  - 2 5°42.00'N 114°24.24'E
  - 3 7°35.32'N 111°05.50'E
  - 4 8°15.23'N 111°56.27'E
  - 5 6°59.13'N 111°42.98'E
  - 6 6°58.80'N 111°55.86'E
  - 7 7°02.74'N 112°06.86'E
  - 8 7°15.63'N 112°21.20'E
  - 9 7°25.37'N 112°33.75'E
  - 10 7°27.97'N 112°42.13'E<sup>(91)</sup>

これらの座標は図 5 の 1～10 の点に対応している。その中 5～10 の線は

---

(90) Brunei Darussalam, *Brunei Darussalam's Preliminary Submission concerning the Outer Limits of its Continental Shelf*, 2009, [https://www.un.org/Depts/los/clcs\\_new/submissions\\_files/preliminary/brn2009preliminaryinformation.pdf](https://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/preliminary/brn2009preliminaryinformation.pdf), Accessed on 2019.09.07.

(91) R. Haller-Trost, *supra* note 38, p.5.

ブルネイ海岸から 200 カイリ離れており、前述したブルネイ領水の限界線とはほぼ平行している。凡例の説明によると、この図は「ブルネイ漁業限界法 (Cap.130)」に基づいて制作された。ブルネイとマレーシアの領土問題もまた言及されたが、Louisa Reef はやはり言及されていない。

1983 年の「ブルネイ漁業限界法 (Cap.130)」の第三節は、ブルネイの漁業限界は基線から 200 カイリであり、他国との中間線が 200 カイリ以内になる場合はその中間線を限界線とすると規定した。<sup>(92)</sup> 上記ブルネイ漁業限界図は漁業限界法通りに、座標 5～10 の折線と本土海岸の間の区域をダーク・ブルーに塗って、その漁業区域を示した。<sup>(93)</sup> しかし、マレーシアとの西側境界線は前述したように、完全に中間線ではない。

ブルネイの EEZ の範囲も上記漁業限界と一致している。ブルネイは 1994 年に排他的経済水域宣言を公表し、EEZ に対する権利を主張した。宣言第四条によると、ブルネイの EEZ の外部限界は 200 カイリであり、両側の限界は 1958 年の二つの諮問会命令による境界線とその延長線である。<sup>(94)</sup> この区域は上記地図で示した漁業限界の区域と完全に同じである。

ブルネイは UNCLOS の締約国として、UNCLOS が規定する各種海洋権利を主張している。その国内の海洋権利関係の法文書の規定も概ね UNCLOS の規定と反していない。ブルネイは 12 カイリの領海、200 カイリの EEZ と 200 カイリを超える大陸棚に対する権利を主張している。その海洋限界画定におけるもっとも主要な問題はマレーシアとの間の限界画定であるが、両国は伝

---

(92) Attorney General's Chambers, *BRUNEI DARUSSALAM FISHERY LIMITS ACT*, 1984, <http://www.agc.gov.bn/AGC%20Images/LOB/pdf/Chp.130.pdf#search=Brunei%20Fishery%20Limits>, Accessed on 2019.09.07.

(93) R. Haller-Trost, *supra note 38*, p.5.

(94) Attorney General's Chambers, *Proclamation of an Exclusive Economic Zone*, 1994, <http://www.agc.gov.bn/AGC%20Images/LOB/Order/DEF/E/s04.pdf#search=EXCLUSIVE%20ECONOMIC%20ZONE%20PROCLAMATION>, Accessed on 2019.09.07.

統的に 1958 年のイギリス諮問会命令が決めた境界線を認めている。そして、両国間は 2009 年に海洋限界画定について合意に達した。その合意の内容は公表されていないが、1958 年の諮問会命令の境界線は依然として守られていると推測できる。2009 年のマレーシア・ベトナム共同提出案の地図にも諮問会命令の境界線が描かれており、同年のブルネイの予備提出も諮問会命令の境界線を両国間の海洋限界としている。注意すべき点は、ブルネイの海洋主張は概して本土の海岸から計測されており、海洋中の島嶼などを考慮していない。その斜めに伸ばしている海洋主張の区域は、南沙地域の島と岩礁が概して EEZ と大陸棚を生じない前提で描かれている。この点について、南沙群島の主権を主張している係争国、特に中国は同意できないであろう。しかし、ブルネイは明確に Louisa Reef を領土として主張していないため、中国との対立は大きくない。実際に、2016 年に中国、ブルネイ、カンボジアとラオスの四カ国は南シナ海問題に関する「四つの共同認識」との合意に達した<sup>(95)</sup>。

## おわりに

以上の考察を通じて、南シナ海の紛争地域におけるマレーシアの領土主張と海洋主張の一部が分かってきた。

先ず領土に関して、マレーシアは 1979 年の「Peta menunjukkan sempadan perairan dan pelantar benua Malaysia (マレーシア領水と大陸棚地図)」で示された大陸棚限界線内に囲まれた海洋地形を自国領と主張している。

海洋権利に関して、マレーシアは UNCLOS で規定されている領海、接続水域、EEZ、大陸棚などを主張している。その領海の範囲は 12 カイリ、接続水域も 12 カイリ、EEZ と大陸棚は本土の基線から 200 カイリである。マレーシアはベトナムと向き合っている海域において 200 カイリを超える大陸棚の

---

(95) 中国外交部「王毅談中方和文東老三国就南海問題達成的四項共識」2016 年  
<https://www.fmprc.gov.cn/web/zyxw/t1358004.shtml> 閲覧日：2019 年 8 月 13 日

延長部分をも主張している。また、マレーシアは南シナ海における海洋地形は概して EEZ と大陸棚を生じないとの立場を取っている。

しかし、以上の部分以外、マレーシアの主張は明確にされていない部分も多い。

先ず、南シナ海地域の島嶼の性質に関して、マレーシアは明確に説明していない。マレーシアが実効支配している五つを含み、この地域の海洋地形はそれぞれ島 / 岩か、低潮高地か、或いは水没の地形か、更に低潮高地と水没の地形は領土性が有るのか。これらの問題に対するマレーシアの態度は明確ではない。

次に、マレーシアはいまだに領海基線に関する情報を国連事務総長に提出していない。そのため、その直線基線（特にボルネオ島北部の部分）は最終的にどのように画定されるか、国際法的に認可されるかどうかは未定の事項である。基線と関連して、その領海の範囲も未定の部分がある。また、南シナ海の係争中の海洋地形は EEZ と大陸棚を生じないとの主張はあったものの、これらの地形は領海を生じるかどうかに関するマレーシアの主張は未だ不明である。

最後に、南シナ海における EEZ と大陸棚の外部限界について、インドネシアとの協定以外に、まだ定かになっていない。マレーシアとベトナムの間では共通の合意が達成されたが、具体的な限界画定はまだされていない。その北部の EEZ と大陸棚限界に関する主張もまた明確に打ち出されていない。マレーシアとブルネイの間の海洋限界も曖昧にされている部分があるが、両国は未公開な合意に達した。

以上のマレーシアの主張の不明確な部分は、マレーシアにとって、南シナ海に関する紛争を解決するためにクリアする必要のある課題であり、南シナ海紛争全体の最終的な帰趨とも関連している。これらの部分を確認するために、現時点の情報が著しく不足しており、今後のマレーシアの行動を観察する必要がある。



ブルネイに関して、これまで多く学者はその領土主張について誤解があったようだが、実際にブルネイが明確に Louisa Reef を領土として主張したことはなかった。その海洋主張は概ね UNCLOS の規定と一致している。ブルネイの海洋主張の範囲の両側の限界は既にマレーシアと合意に達している。また、ブルネイは南沙地域の海洋地形が EEZ と大陸棚を生じないとの前提で海洋限界を画定しようとしている点は、マレーシアと同じである。しかし、2009 年のマレーシアとの交換公文の内容、そしてブルネイと中国との間の交渉の詳細などの問題は未だ不明である。

マレーシアとブルネイの南シナ海における主張はまだ不明確な点が存在している。このような不明確さは紛争の最終的な解決にとって妨げになるとは限らない。主張の曖昧な部分は往々にして交渉ないし譲歩する余地が残っている。係争国同士がこれらの曖昧な部分において、相対的に低い国内観衆費用で妥結に辿り着くことも可能であろう。